

(参考)特別児童扶養手当等の支給に関する法律における不服申立て構造整理表

現行

	処分庁(認定)	異議申立て先	審査請求先	再審査請求先
特別児童扶養手当	都道府県知事	都道府県知事 〔第27条〕	厚生労働大臣 〔自治法第255条の2第1号〕	×
	都道府県知事の 補助職員／管理に属する行政庁 (自治法第153条に基づく委任)	×	都道府県知事 〔行審法第5条第1項第1号、2項〕	厚生労働大臣 〔行審法第8条第1項第2号、2項 自治法第255条の2第1号〕
障害児福祉手当・ 特別障害者手当	市長(指定都市の長を含む)・ 福祉事務所を管理する町村長	×	都道府県知事 〔自治法第255条の2第2号〕	厚生労働大臣 〔第30条〕
	都道府県知事 (福祉事務所を管理しない 町村の分)	都道府県知事 〔第27条〕	厚生労働大臣 〔自治法第255条の2第1号〕	×
	福祉事務所の長 (第38条第2項に基づく委任)	×	都道府県知事 〔第28条〕	厚生労働大臣 〔第30条〕



第4次一括法案による改正後

	処分庁(認定)	異議申立て先	審査請求先	再審査請求先	再審査請求先
特別児童扶養手当	都道府県知事	都道府県知事 〔第27条〕	厚生労働大臣 〔自治法第255条の2第1号〕	×	
	都道府県知事の 補助職員／管理に属する行政庁 (自治法第153条に基づく委任)	×	都道府県知事 〔行審法第5条第1項第1号、2項〕	厚生労働大臣 〔行審法第8条第1項第2号、2項〕	
	指定都市の長	×	都道府県知事 〔自治法第255条の2第2号〕	厚生労働大臣 ※ 〔第30条に追加〕	
	指定都市の長の 補助職員／管理に属する行政庁 (自治法第153条に基づく委任)	×	指定都市の長 〔行審法第5条第1項第1号、2項〕	都道府県知事 〔行審法第8条第1項第2号、2項〕	厚生労働大臣 〔行審法第8条第3項〕
障害児福祉手当・ 特別障害者手当	市長(指定都市の長を含む)・ 福祉事務所を管理する町村長	×	都道府県知事 〔自治法第255条の2第2号〕	厚生労働大臣 〔第30条〕	
	都道府県知事 (福祉事務所を管理しない 町村の分)	都道府県知事 〔第27条〕	厚生労働大臣 〔自治法第255条の2第1号〕	×	
	福祉事務所の長 (第38条第2項に基づく委任)	×	都道府県知事 〔第28条〕	厚生労働大臣 〔第30条〕	

※指定都市の長に処分権限を移譲することに伴い新設